

株式会社S o L A いいね！訪問介護事業所
居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書

居宅介護・重度訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社S o L A
主たる事務所の所在地	〒070-8018 旭川市神居8条5丁目1-5
代表者（職名・氏名）	代表取締役 上坊寺 優季
設 立 年 月 日	令和6年2月21日
電 話 番 号	0166-76-6837

2. 事業所の概要

事業所の名称	いいね！訪問介護事業所	
事業所の所在地	〒070-0054 旭川市4条西7丁目2-2 4条西ビル3F301	
電 話 番 号	0166-76-6837	
F A X 番 号	0166-76-6838	
電子メール	socialwork@sola-asahikawa.com	
指定年月日・事業所番号	令和6年5月1日指定	0112909643
通常の事業の実施地域	旭川市・鷹栖町・東神楽町・東川町・当麻町・比布町 美瑛町	
併 設 事 業 所	なし	

3. 事業の目的

株式会社S o L Aが設置するいいね！訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要

な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。

4. 運営の方針

【3つの経営理念】	
人に対する敬意を忘れません	
想像力を発揮して思いを形にします	
人と地域のつながりから価値を生み出します	
居宅介護・重度訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者等が居宅において、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等のカイジ、外出における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。	

5. 事業所の従業者の体制

（令和6年12月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	0人	1人		
サービス提供責任者	1人	1人	0人	0人
訪問介護員	1人	2人	7人	0人

6. 提供するサービスの内容

サービス内容と区分	サービスの内容
居宅介護計画等の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定め居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、必要に応じて見直しを行います。

身体介護	食事介助、排泄介助、入浴介助、清拭、体位変換、整容、衣服の着脱介助、通院介助等の支援を行います。
家事援助	掃除、調理、洗濯、衣類の整理、買物、薬の受け取り等その他必要な家事について、利用者様の日常生活に必要な支援を行います。
外出支援	通院等の外出時の支援を行います。 官公署や公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出の支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
その他	必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

7. サービスにあたっての留意事項

(1) 訪問介護員について

サービス提供にあたり訪問介護員は以下の業務が行えませんのでご注意ください。

- ① 医療行為や年金等の金銭の取り扱い（ただし、買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です。また、特別な事情がある場合はその限りではありません）
- ② 利用者以外の洗濯・調理・買い物・布団干しなど。
- ③ 主として利用者が使用する居室以外の清掃
- ④ 商品の販売や農作業等生産の援助的な行為
- ⑤ 草むしり、植木の剪定、草木の水やり、ペットの世話など。
- ⑥ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけなど。
- ⑦ 来客の応接（お茶、食事の手配など）
- ⑧ 特別な手間をかけて行う調理（おせち料理など）
- ⑨ 家具・電気器具の移動・修繕など。

(2) 市町村の支給決定内容の確認

サービス提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限

額を確認させていただきます。受給者証になんらかの変更があった場合は事業所へお知らせください。

(3) 個別サービス計画等の作成・サービス内容の変更

- ①利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画」を作成します。作成した「居宅介護計画」は利用者又はご家族に内容説明を行い確認していただき、同意を得たうえで利用者またはご家族から署名、捺印をいただきます。サービスの提供は「居宅介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示や命令は全て事業者が行いますが、実際の提供にあたっては利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行います。
- ②訪問時に利用者の体調等の理由で「居宅介護計画」に記載されている、サービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更させていただく場合があります。その場合、事業者は変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料を請求します。

また、サービス利用の変更、追加は従業員の稼働状況により、利用者が希望する時間にサービス提供できないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど、必要な調整を行います。

(4) サービス提供の記録について

- ①サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容を確認、捺印していただきます。
- ②これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されたサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます)

8. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。
営業時間	午前8時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、上記時間外でも、サービス提供可能な体制をとります。

9. 利用者負担額

サービスの利用に関しては、法令に従い受給者証の記載内容に基づく利用者負担額をお支払いいただきます。

所得区分		世帯の収入状況	月額負担額
生活保護		生活保護受給世帯	0 円
所得 1		市町村民税非課税世帯であって本人の収入が 80 万（障害基礎年金 2 級相当額）以下の方	0 円
所得 2		所得 1 以外の市町村民税非課税世帯の方	0 円
一般	所得 1 6 万円未満	市町村民税課税世帯	9,300 円
	所得 1 6 万円以上		37,200 円

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給費等の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

※利用者上限月額に達する見込みがあり、かつ複数の事業者によるサービスを利用する場合は上限管理事務を行う事業所を選定する場合があります。

10. 利用料金

サービスの内容		利用料	利用者負担額
身体介護	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
	3 時間	9,210 円	921 円
	以後 30 分増すごとに加算	830 円	83 円
通院等介助（身体を伴う）	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円

	2 時間 30 以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
	3 時間	9,210 円	921 円
	以後 30 分増すごとに加算	830 円	83 円
家事援助	30 分未満	1,060 円	106 円
	30 分以上 45 分未満	1,530 円	153 円
	45 分時間以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,390 円	239 円
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
	1 時間 30 分以上	3,110 円	311 円
	以後 15 分増すごとに加算	350 円	35 円
(身体を伴わない) 通院介助	30 分未満	1,060 円	106 円
	30 分時間以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
	1 時間 30 分以上	3,450 円	345 円
	以後 30 分増すごとに加算	690 円	69 円

	サービス利用時間	利用料	利用者負担額
重度訪問介護	1 時間未満	1,860 円	186 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	277 円
	1 時間 30 以上 2 時間未満	3,690 円	369 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	461 円
	2 時間 30 以上 3 時間未満	5,530 円	553 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,380 円	638 円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加 算 の 種 類	利用料	利用者負担額	算定回数等
早 朝 時 間 帯 (午 前 6 時 ～ 午 前 8 時)	所定単位数の 25/100	左記の一割	1 回当たり
夜 間 時 間 帯 (午 後 6 時 ～ 午 後 10 時)	所定単位数の 25/100	左記の一割	1 回当たり

深夜時間帯 (午後10時～午前6時)	所定単位数の 50/100	左記の一割	1回当たり
特定事業所加算(Ⅰ) 特定事業所加算(Ⅱ) 特定事業所加算(Ⅲ) 特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数の (Ⅰ)20/100 (Ⅱ)10/100 (Ⅲ)10/100 (Ⅳ)5/100 に相当する単位	左記の1割	1回当たり
緊急時訪問介護加算	100単位	100円	1回の要請に 対して1回
初回加算	200単位	200円	初回のみ
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)	所定単位数の 417/1000 所定単位数の 402/1000 所定単位数の 347/1000 所定単位数の 273/1000 所定単位数の 372/1000 所定単位数の 347/1000	左記の1割	1月当たり

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置付けた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行います。

※やむ負えない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり利用者負担額も2倍になります。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る費用として、下記の請求させていただきます。 (1) 通常の事業の実施地域の範囲を越えた地点から、片道概ね5km未満 500円 (2) 通常の事業の実施地域の範囲を越えた地点から、片道概ね5km以上 1,000円 上記費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いの同意書を作成いたします。
-----	---

サービス提供にあたり必要となる利用者居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者様のご負担となります
--------------------------------------	---------------

（２）自費サービスの利用料

サービス内容	15分毎（ヘルパー１人あたりの料金）
身体介護サービス	1,000 円
生活援助サービス	800 円
外出援助サービス	800 円
重労働・屋外作業	1,000 円

（３）キャンセルについて

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができ、キャンセルの料金は発生しません。利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合を除き、可能な限り早めの連絡をお願いいたします。

（４）支払い方法

毎月、15日までに前月分の利用料の請求書を発送いたしますので、25日までにお支払ください。お支払方法は、銀行・郵便局の指定口座からの引き落としとさせていただきます。銀行振込みをご希望の方は下記の口座まで期日内にお振込みください。お支払いの確認後、領収書の発行をいたします。

当事業所指定送金先銀行：旭川信用金庫

口座名：株式会社 S o L A

口座番号：（普通）0636919 店番号：019

11. サービスの利用に当たっての留意事項

・サービス利用についての留意事項

1 利用者は、サービス提供を受けるにあたり、以下の点について了承します。

サービス提供を行うヘルパーは事業所が決めるため指名は受け付けません。

2 定められた業務以外の禁止

当事業所は介護計画のプランに定められたサービスのみ提供します。利用者は介護

計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

3 本人以外へのサービスの提供

利用者が不在の場合はサービスの提供はできません。

利用者家族に対するサービスの提供はできません。

4 サービス内容の変更

利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者はサービス内容と提供時間に応じたサービス利用料金を請求します。

5 ヘルパーへのハラスメント行為の禁止

ヘルパーへの過度な要求、精神・身体的暴力行為、ハラスメント行為が発覚した際には事業者はその場でサービスを中止し、契約の解除、法的な処置をとるものとします。

6 サービス利用中の喫煙

受動喫煙防止、訪問ヘルパーの健康への留意、他訪問先への配慮、以上の観点からヘルパー訪問中の喫煙はご遠慮いただいております。

7 ヘルパーの禁止行為

- ・医療行為及び医療補助行為
- ・利用者もしくはその家族からの金銭や物品、証書、書類等の授受。
- ・利用者の家族に対するサービスの提供。
- ・利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供
- ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食。
- ・身体拘束その他利用者を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむ負えない場合を除く）
- ・利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。

12. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅介護計画等の立案のためのサービス担当者会議、サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませぬ。

13. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄)	
	電話番号	

14. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	上坊寺 優季
-------------	--------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

16. 第三者評価の実施状況

実施しておりません。

17. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	0166-76-6837
	受付時間	月曜日から日曜日 8時から18時
	担当者名	上坊寺 優季

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	旭川市明るい福祉施設をつくる運営協議会	TEL 0166-23-0742
	旭川市福祉保険部福祉保険課	TEL 0166-25-6312
	北海道国民健康保険団体連合会	TEL 011-231-5161
	北海道福祉サービス運営適正化委員会	TEL 011-204-6310

18. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、解約の理由を示した文書にて通知をすることにより本契約を解約することができます。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が施設へ入所又は入院した場合
- ・利用者の障害支援区分が自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただきます場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説 明 者	所 在 地	旭川市 4 条西 7 丁目 2-2	4 条西ビル 3F301
	事業所名	いいね！訪問介護事業所	
	職・氏名	管理者 上坊寺 優季	印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

代 理 人	住 所	
	氏 名	印
	利用者との続柄	